

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境の整備を行うため、次のよう  
行動計画を策定する。

1 計画期間：平成28年4月1日から 平成33年3月31日までの 5年間

2 内 容：

目標1 特別休暇の中に子の看護休暇を「特別有給休暇」として新設する

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成28年 4月～ 制度内容の検討

平成33年 3月迄 就業規則の改定、届出及び周知

目標2 育児休業期間の延長を実施する

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成28年 4月～ 制度内容の検討

平成33年 3月迄 就業規則の改定、届出及び周知

目標3 子供の出産時の父親の特別休暇制度の取得日を取得し易いように改善する

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成28年 4月～ 制度内容の検討

平成33年 3月迄 就業規則の改定、届出及び周知

目標4 年次有給休暇の時間単位年休を現在の3日⇒5日を限度として付与する

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成28年 4月～ 制度内容の検討

平成33年 3月迄 就業規則の改定、届出及び周知